

中央大学アメリカンフットボール部 OG・OB会規約

前 文

本会は中央大学学友会体育連盟アメリカンフットボール部（以下「中央大学アメリカンフットボール部」という）OG・OBによる正会員及び特別会員によって構成され、会員相互の親睦及び現役学生の援助をはかると共に、母校の発展に寄与することを目的としてこの規約を定める。

第1章 総 則

第 1 条 本会は中央大学アメリカンフットボール部 OG・OB会と称する。

第 2 条 会員は次の3種とする。

- ①、正会員
- ②、名誉会員
- ③、特別会員

第 3 条 正会員は中央大学アメリカンフットボール部卒業生または中央大学アメリカンフットボール部に在籍した者で各期（各学年）の卒業生全員が承認し理事会で承認された者とする。

第 4 条 名誉会員及び特別会員は中央大学アメリカンフットボール部においてその向上発展の為に尽くした個人または法人とする。

2、名誉会員及び特別会員の本会における地位は、本会の健全・円滑な運営のための助言者又は協力者である。

3、名誉会員は、正会員によって推薦され、OG・OB総会（以下「総会」という）において出席者の3分の2以上の賛成により票決されたときにその資格を得るものとする。

4、特別会員は、会員相互の親睦及び現役学生の援助という本会の目的趣旨に賛同し、本会に対し、個人は年間1口金 50,000円、法人は年間1口金 100,000円の賛助金を納入し、理事の3分の2以上の賛成を得たときにその資格を得るものとする。

第 5 条 本会の会員で、本規約を逸脱し本会の秩序を乱し、または本会の名誉

を著しく毀損したものがあるときは、本会は以下の手続をとることができる。

- ①、理事の3分の2以上の同意を得て、正会員としての資格を停止すること
- ②、総会において会員の3分の2以上の同意を得て、その会員を除名すること

第2章 機 関

第6条 本会を代表する者として、会長1名をおく。

- 2、会長は、正会員の中から、正会員5名以上の推薦を受け、総会において出席者の過半数の賛成により選出されたときにその資格を得る。

第7条 本会に理事をおく。なお理事は、各期(各学年)の会員より一名以上を選出する。

- 2、理事は、正会員及び特別会員の中から、正会員の推薦を受け、総会により選出されたときにその資格を得る。
- 3、理事は、理事会を構成し、本会の運営その他本会の向上発展の為の必要事項について審議・決定を行う。
- 4、理事会は、会長が事故により執務できないときは、会長代行を理事の中から選任することができる。

第8条 本会に幹事委員(連絡委員兼務)をおく。

- 2、幹事委員は1名以上を各期(各学年)の会員より選出する。
- 3、幹事長は会長が重任する。

第9条 本会に総務担当、会計担当の理事をおく。

- 2、前項の各担当については、理事の互選によりこれを定める。
- 3、各担当理事は、会長の統括のもと、本会の健全かつ円滑な運営のためにその職務を行う。
- 4、本会の運営を監査するため総会の選出した監査役1名以上をおく。監査役は他の役員を兼務することができない。

第10条 本会における各役員の任期は2年間とし、その再任を妨げない。

- 2、本会の運営年度は4月1日より翌年の3月31日までとする。
- 3、期中に選任された役員の任期は、その期末経過後1年間とする。
- 4、任期の満了した役員は、新任の役員が選出されるまで、その役員とし

ての職務を継続して行うものとする。

- 5、役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは総会において会員の3分の2以上の同意を得て、その役員を解任することができる。

第3章 会 議

第11条 本会に総会及び理事会をおく。

第12条 総会は正会員をもって構成する。

- 2、理事会は理事をもって構成する。

第13条 総会は本規約に定めるものの他次の各号を議決する。

- ①、規約変更の承認
- ②、会計報告の承認
- ③、会員の除名
- ④、会費の額の決定並びに変更の承認
- ⑤、本会の解散
- ⑥、その他本会の運営に関する重要な事項

第14条 理事会は次の各号を議決する。

- ①、本会の運営に関する事項
- ②、総会に付議すべき事項
- ③、そのほか総会の議決を要しない事項

第15条 総会は毎年1回以上、次に掲げる場合に開催する。

- ①、会長が必要と認めたとき
- ②、理事8名以上が必要と認めたとき
- ③、会員の20名以上から会議の目的たる事項を記載した書面により開催の請求があったとき

- 2、理事会は次に掲げる場合に開催する。

- ①、会長が必要と認めたとき
- ②、理事5名以上が必要と認めたとき
- ③、会員の10名以上から会議の目的たる事項を記載した書面により開催の請求があったとき

- 3、総会及び理事会の議長は会長がこれに当たる。

第16条 総会は会員の4分の1以上の出席をもって成立する。

2、理事会は理事の3分の1以上の出席をもって成立する。

第17条 総会及び理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2、やむを得ない理由により出席できない構成員は、書面もしくはその他の方法により票決を他の出席者に委任することができる。この場合において、この委任をした構成員はその会議に出席したものとみなす。

第4章 会 計

第18条 本会の運営及びその支出は会員の納入する会費及び賛助金の収入をもってあたる。

第19条 正会員の会費は、卒業後10年間は年額金10,000円、それ以降は年額金20,000円とする。ただし、会費の納入は65歳に達した年度までとし、それ以降は任意によるものとする。

第20条 会員は会費及び賛助金を毎年4月末日迄に納入しなければならない。

第21条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年の3月末日に終了する。

第22条 会計担当理事は3月末日迄に決算報告書を理事会及び監査役に、翌年度予算案を理事会に提出しなければならない。

第23条 本会の決算は監査役の監査を受けた後、毎年総会の承認を得なければならない。

付 則

本規約は1990年4月1日より施行する。

本規約の改正部分（第7条第1項）は1993年6月5日より施行する。

本規約の改正部分（前文）は2011年5月28日より施行する。

本規約の改正部分（第19条）は2020年4月1日より施行する。

本規約の改正部分（前文、第1条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第9条、第

10条、第11条、第12条、第13条、第14条、第15条、第16条、第17条、23条)は2023年6月24日より施行する。

本規約の改正部分(第19条)は2024年4月1日より施行する。